

# 作業主任者選任業務一覧表

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業	安法14条 令6条 安則16条	職務根拠	備考
1	高圧則10条	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業		高圧則10条2項	
2	安則314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下は、水素若しくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務		安則315	可燃性ガス令別表第1第5号参照
3	安則513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 原動機定格出力7.5kwを超えるもの 支間の斜距離の合計が350m以上のもの 最大使用荷重が200kg以上のもの		安則514	
4	ボ則24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー技士免許者等	ボイラー取扱業務（小型を除く 令1条4号） 特級 = 伝熱面積合計500㎡以上（貫流のみは除く。） 1級以上 = 伝熱面積合計25㎡以上500㎡未満（貫流のみ500㎡以上） 2級以上 = 伝熱面積合計25㎡未満 技能講習以上 = 令6条16号イからニまでのボイラー		ボ則25	
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 エックス線管、ケノトロンからのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務		電離則47	電離第48条により診療放射線技士等資格者は申請により試験免除有
5の2	電離則52の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業		電離則52の3	電離52の4同上
6	安則129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーター 合計5台以上 ただし、自動送材車式帯のこを含む場合 3台以上		安則130	
7	安則133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上		安則134	
8	安則297	乾燥設備作業主任者	同上	乾燥設備内容積1㎡以上（令別表第1危険物） 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用		安則298	具体的には令6条及び通達
8の2	安則321の3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業		安則321の4	
9	安則359	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削		安則360	
10	安則374	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	同上	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし		安則375	
10の2	安則383の2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付		安則383の3	
10の3	安則383の4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工（ずい道型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設		安則383の5	
11	安則403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削高さ2m以上（採石法2条の岩石の採取のための掘削）		安則404	
12	安則428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上、はい付、くずし（除く ばら物荷、荷役機運転のみ）		安則429	
13	安則450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動（除く 500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業）		安則451	
14	安則246	型枠支保工の組立て等作業主任者	同上	型枠支保工の組立、解体（除く 建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁）		安則247	
15	安則565	足場の組立て等作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さ5m以上の足場の組立、解体、変更（除く ゴンドラのつり足場）		安則566	
15の2	安則517の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み又は塔（高さ5m以上）の組立、解体、変更		安則517の5	
15の3	安則517の8	鋼橋架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの（高さが5m以上又は橋梁支間30m以上）の架設、解体又は変更		安則517の9	
15の4	安則517の12	木造建築物の組立て等作業主任者	同上	木造建築（軒の高さ5m以上）の部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付		安則517の13	
15の5	安則517の17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	同上	コンクリート造工作物（高さ5m以上）の解体、破壊		安則517の18	
16	安則517の22	コンクリート橋架設等作業主任者	同上	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの（高さ5m以上又は橋梁支間30m以上）の架設又は変更		安則517の23	
17	ボ則62	第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備は化学一圧技能講習以外ボイラー技士、化学一圧・普通一圧技能講習	第一種圧力容器の取扱作業（除く 令1条6号の小型圧力容器及び令6条17号イ・ロ）		ボ則63	化学設備令15条4号
18	特化則27	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第3に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業		特化則28	
19	鉛則33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで（除く 遠隔操作）		鉛則34	
20	四アル則14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル鉛等業務1号～6号、8号		四アル則15	
21	酸欠則11	酸素欠乏危険作業主任者	同上	令別表第6の第1種酸欠危険場所		酸欠則11条2項	
	酸欠則11	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	同上	同上（第2種）		同上	
22	有機則19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業		有機則19条の2	政令 53.6.5 施行 55.8.31
23	石綿則19	石綿作業主任者	同上	特定石綿等の製造、取扱い作業		石綿則20	